

令和8年6月1日からスタート

2つの
新しい
変更点

タクシー助成の申請が、 もっと便利に変わります。

安城市高齢者タクシー助成の手続き変更に関するご案内

新しく 「変わること」

詳細は
裏面

1 申請できる人が増えます



→ ご本人・家族等による
直接申請が可能に。

2 申請方法が増えます



→ スマートフォンからの
オンライン申請が
スタート。



これまでと 「変わらないこと」



タクシー助成券の内容
には変更ありません。

✓ 助成金額

✓ 利用方法

✓ 対象者

✓ 指定業者

(最新R8.6.1)



制度の対象外となった場合は、 助成券のご返却をお願いします



死亡



転出



対象外施設
への入所や
入居等

これまで同様、
タクシー費用
助成券の返却
が必要です



高齢福祉課窓口へ
直接ご返却



郵送にて
ご返却

※事前に対象外となる日付や理由を
ご連絡の上、郵送してください

ご本人やご家族からも、高齢者タクシー券の申請ができるようになります。

※車いす・ストレッチャー専用高齢者タクシー助成券

これまで



ケアマネジャー又は
地域包括支援センター職員を
通した申請のみ

これから



ご本人 ご家族 ケアマネジャー等代理人

申請書の変更に伴い、ご本人やご家族からも
直接申請の受付が可能になりました

スマートフォンからいつでも！オンライン申請の手順

1

QRコードを
読み取る



一般タクシー



介護タクシー

「手続き」欄に各年度オンライン手続き
フォームへのリンクがあります。

2

身分証明書の
写真を添付する



※申請者（タクシー券を利用する
人）の介護保険被保険者証 等

3

送信して完了！



後日、ご希望の受け取り方法により
タクシー料金費用助成券を交付します

 安城市役所 高齢福祉課 高齢福祉係

 北庁舎1階 窓口No. 44

 **0566-71-2223**
(直通)